

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	01	市民と行政の協働によるまちづくり	上位政策	計画を推進していくために
施策統括課（課長名）	生活文化課（島崎 律照）		関連課	秘書広報課、財政課、総務課、生活文化課
関連する個別計画等	協働の指針		予定計画事業	地域のつながりづくり、市民と行政によるまちづくり、市民との対話
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	・まちづくりの主役は言うまでもなく市民である。市民活動団体などと行政がそれぞれの特徴を活かしながら協働し、多様化する市民ニーズに対応可能な行政運営に向けて、さらなる取り組みに努める。協働体制を強化していくためにも、市民と行政との信頼関係をより深め、役割と責任を担い、積極的な情報の共有化を図る。			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(01-01) 市民協働の推進	・価値観やライフスタイルが多様化する中、地域が発展し住みやすいまちとしていくためには、より多くの市民が主体的に地域に関わりを持ち、市民と行政とが対等な立場でそれぞれの長所を生かしながら、地域の課題解決のために協力し、協働のまちづくりを進めていく必要がある。その基となる「協働の指針」を策定してから一定の年数が経過していることから、これまでの協働事業についての検証・課題の整理を行い、これからの協働事業の進展に向けて取り組む。 ・地域の課題解決を図るためにより多くの市民が主体的に事業へ関われるよう、SNSなどの活用も含めた情報提供の仕組みづくりに取り組むなど、協働事業の推進に引き続き努めるとともに、市民協働に対する知識や理解を深め、さらに意識を高めていく。			
(01-02) 市民と行政の情報共有	・市民の知る権利を保障し、より一層の行政の透明性・公平性の確保を図ることで、市民と行政の情報共有を進める。 ・情報公開制度の適正な運営を図り、だれもがいつでも市政の情報を入手できる体制づくりを行うとともに、職員一人ひとりが市民の立場に立った、より効果的な情報発信の手法について検討を重ねることで、情報発信力を強化し、市民との情報共有を進める。 ・高齢者、障害者、外国人、子どもたちなど、だれにとっても分かりやすく充実したものになるよう配慮しながら、情報のバリアフリー化、ウェブ・アクセシビリティの向上に努め、ホームページや広報紙などを活用し、市の情報発信力を高める。 ・市民意見を広く聴取する機会として、市民アンケートやご意見箱、パブリックコメントを実施しているが、そうして聴取した市民意見を市政に反映させるため、ホームページの利便性を生かし、市民がより多くの声を届けやすい仕組みなどを活用して、市民生活の向上に努める。			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	ふるさととして愛着を持っている市民の割合	%	72.8	70.5	72.7
2	住み続けたいと思っている市民の割合	%	83.4	84.6	83.6
3					
4					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	14	14	14
トータルコスト	千円	73,299	56,004	61,077
事業費（内書き）	千円	37,758	23,251	25,540
人件費（内書き）	千円	35,541	32,753	35,537

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	地域の課題は市民活動団体と行政が協働を担う組織として共に主体となって解決するものであるが、これまでは各課で別個にそうした取り組みが進められているものの、協働事業全体の把握がなされていなかった。 このため、平成28年度は全庁的に協働事業の洗い出しを行ったうえで市として横断的に協働事業を捉えることとし、これまで実施してきた協働事業について市民活動団体と行政との役割の検証を行った。 今後も平成28年度に引き続き全庁的な協働事業の振り返りを行なうとともに職員研修を行ない、市民活動団体と行政との役割を確認していくことが必要である。	平成28年度に全庁的な協働事業の把握、市民活動団体と行政の役割について一定の整理を行ったところである。この整理を踏まえ今後は協働事業をより精査していくとともに、協働事業に対する職員の意識啓発と協働事業を発展させていくための体制の構築に向けた取り組みを検討していく。 また、「協働の指針」の改訂を行っていることから、その指針に基づき各種の取り組みを実施していく。
02	・市民への情報提供として、広報紙、ホームページ、庁舎内市政情報コーナー、報道機関への情報提供、情報公開制度などの施策を実施している。 ・27年4月にリニューアルし、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を導入したホームページ運営については、作成者向けのCMS操作及びウェブアクセシビリティについて職員研修を実施した。 ・市政情報コーナーの配架資料について点検、データベース化を実施し、図書館の蔵書検索システムでの検索が可能となった。また、庁舎2階から1階市民課ロビー内に移設を行った。 ・財政公表事務はこれまで、地方自治法及び財政状況の公表に関する条例によって実施してきたが、国から決算情報等の市民への情報公開の推進が求められていることから、28年度から「東久留米市の予算(わかりやすい版)」を作成し、また予算書(当初予算、補正予算)をPDF化してHPに公表するなど充実に努めた。市政情報コーナーと図書館での閲覧資料についても改善を図った。	・総合的な情報提供を推進するため、全庁の職員が、各種の情報提供手段(媒体)を積極的に活用していくガイドラインとして、「市民参加・情報提供の指針」を策定する。 ・障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、積極的に情報アクセシビリティへの対応を図る必要がある。情報提供にあたっては、年齢や障害の有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できるよう、必要な配慮を行っていく。 ・国から統一的な基準に基づく地方公会計の推進が求められており、これもストック情報を含めた財政公表の充実に関わる課題である。30年度から複式簿記を取り入れ、国が示した統一的基準に基づく財務書類を作成できるよう、29年度は新財務会計システムの構築と、新公会計制度に係る職員研修に取り組んでいく。

5 30年度に向けた施策方針
・協働については、平成28年度に引き続き、職員への研修、協働事業の洗い出し、行政と市民活動団体との相互の検証を行う。市の今後の協働の推進に関する考えを取りまとめて「協働の指針」の改訂を行い引き続き協働を推進していく。 ・市民と行政の情報共有については、「市民参加・情報提供の指針」を策定し、広報ひがしくるめや市ホームページ等を活用していくなかで、コンテンツ・マネジメント・システムやソーシャル・ネットワーク・サービスをさらに効果的に活用することにより、市で実施する事務事業の情報発信力を高めていく。 ・情報提供にあたっては、積極的に情報アクセシビリティへの対応を図っていく。

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------